

一、条件ニ依リ因後解決スルニ至レリ  
一、申(通)休也

覚書

新業社製紙所社従業員ノ労働争議ハ今回調停官ノ斡施ニ依リ  
左記条件ヲ以テ円満解決シタルニ就テハ茲ニ覚書三通ヲ作製シ  
当事者双方及調停者各一通之ヲ保持スルモノトス。

記

- 一、社長ハ發表シタル拾六名ノ解雇ヲ一應取消シ更ニ拾五名ヲ退  
職セシムルコト
- 一、社長ハ右五名ノ退職者ニ對シテ手当共、他トシテ金壹千六百ル  
也ヲ支給スルコト
- 一、会社ハ一月二十日時間ノ労働ヲ保証スルコト
- 一、但シ萬一之ニ滿テヤル場合ハ日給ノ五分ヲ支給ス
- 一、職人臨時中ハ初年工ニ残業又ハ早出ヲ為サシメラルコト
- 一、初年工ノ入社命令ヲ滿十五日トシ滿期命令ヲ撤兵検査ヲ受  
スルコト
- 一、初年工ニ年一回ノ定期昇給ヲナスコト